

下川町いじめ防止基本方針

令和 6 年 1 月（改定）
下川町・下川町教育委員会

下川町いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

いじめは全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るということを十分に認識するとともに、いじめを決して許さず、被害児童生徒を徹底して守り通すという断固たる決意で、全力を尽くす必要があります。

また、いじめの問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、児童生徒が接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが影響を与えているという指摘もあります。

本町においては、これまで、全ての児童生徒がいじめに苦しんだり、悩んだりすることなく、安全・安心に充実した学校生活を送ることができるよう、学校や教育委員会、家庭や地域住民としっかり連携し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を進めてきましたことから、いじめによる深刻な事態に至ったケースはありませんが、町では、これまで進めてきたいじめの問題への取組の一層の充実のため、学校間、地域間の連携を深め、児童生徒に関わる全ての人々が共通の認識を持っていじめの防止等の取組を推進していく必要があります。

平成 29 年 4 月、本町においては、「下川町いじめ防止対策推進条例」（以下「条例」という。）を施行しました。「下川町いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第 12 条及び条例第 11 条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）を参酌し、下川町におけるいじめの防止等の対策の基本的な方向や具体的な内容を示すために策定するものです。

以下の「下川町いじめ防止基本方針」に示すいじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行うものです。

目 次

はじめに

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項・・・ 1

- 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方・・・ 1
 - (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念・・・ 1
 - (2) いじめの理解・・・ 1
 - ア いじめの定義・・・ 1
 - イ いじめの内容・・・ 3
 - ウ いじめの要因・・・ 4
 - エ いじめの解消・・・ 5
- 2 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割・・・ 6
 - (1) 学校及び学校の教職員の責務・・・ 6
 - ア 学校の責務・・・ 6
 - イ 教職員の責務・・・ 6
 - (2) 保護者の責務・・・ 8
 - (3) 地域の役割・・・ 9
 - (4) 児童生徒の役割・・・ 10
- 3 町の責務・・・ 10
 - (1) 学校の設置者としての責務・・・ 10

第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項・・・ 12

- 1 下川町いじめ防止基本方針の策定・・・ 12
- 2 いじめの防止等に関する基本的施策・・・ 12
 - (1) いじめの防止・・・ 12
 - (2) いじめの早期発見・・・ 16
 - (3) 関係機関等との連携等・・・ 17
 - (4) いじめの防止等のための対策に従事する
人材の確保及び資質の向上・・・ 18
 - (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進・・・ 20
 - (6) 啓発活動・・・ 21
 - (7) いじめの防止等に関する措置・・・ 22
 - (8) 学校間の連携協力体制の整備・・・ 22
 - (9) 学校評価等における留意事項・・・ 23
- 3 学校が実施すべき施策・・・ 24

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	24
ア 意義	24
イ 学校の取組	24
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	26
ア 意義	26
イ 学校の取組	26
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	28
ア いじめの防止	28
イ いじめの早期発見	32
ウ その他	33
4 重大事態への対処	36
(1) 想定される重大事態	36
(2) 重大事態発生した場合の対処	37
(3) その他	38

第3章 その他いじめの防止等のための対策と町及び

教育委員会の附属機関	39
1 下川町いじめ防止基本方針の見直し	39
2 教育委員会の附属機関の設置	39
(1) 下川町いじめ問題対策専門委員会	39
3 町長の附属機関の設置	39
(1) 下川町いじめ問題対策連絡協議会	39
(2) 下川町いじめ問題調査委員会	40

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができる取組を進めるとともに、町と学校が一層連携し、迅速かつ組織的な対応を徹底することにより、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにします。

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念【条例第3条】

条例では、基本理念として、「いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」、「全ての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること」、「いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」などを規定しています。

基本理念に基づく取組を進めるに当たっては、次の点に留意します。

- ①いじめを受けた児童生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。児童生徒に対していじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応しようとすることで、いじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消します。
- ②児童生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む必要があります。

(2) いじめの理解

ア いじめの定義【条例第2条】

条例では、いじめの定義として、「児童生徒に対して、一定の人的関係(※1)にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。

(※1)「一定の人的関係」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や町の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒を指します。

いじめを理解するに当たっては、次の点に留意します。

- ①いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応します。
- ②インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応します。
- ③児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけでなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短時間で入れ替わる事実を踏まえ、対応します。

なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能とします。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第18条に基づいて設置する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対処します。

- ④「けんか」や「ふざけあい」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくありません。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応します。

- ⑤児童生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ（※2）」、「多様な背景を持つ児童生徒（※3）」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童

生徒に対する必要な指導を組織的な行います。

(※2)「性的マイノリティ」とは、LGBT（L:女性同性愛者、G:男性同性愛者、B:両性愛者、T:身体的性別と性自認が一致しない人）のほか、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人のことです。

(※3)「多様な背景を持つ児童生徒」とは、発達障がい、精神疾患、健康課題のある児童生徒や、支援を要する家族状況（経済的困難、児童生徒の家庭での過重な負担、外国人児童生徒等）などにある児童生徒のことです。

イ いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

これらのいじめの中には、犯罪行為(※4)として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮した上で、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応する必要があります。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

(※4) いじめの事例のうち、「犯罪行為」として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報を行うことが想定される具体例には、次のようなものがあります。

- 強制わいせつ（刑法第 202 条）断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
- 自殺関与（刑法第 202 条） 同級生に「死ね」とそそのかし、その同級生が自殺した。
- 暴行（刑法第 208 条） 同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。
- 脅迫（刑法第 222 条） 裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
- 強要（刑法第 223 条） 遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。
- 恐喝（刑法第 249 条） 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- 児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条）
スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画を SNS 上のグループに送信したりする。

ウ いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- ①いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ます。
- ②いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得ます。
- ③いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもします。
- ④いじめの衝動を発生させる原因としては、「心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）」、「集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）」、「ねたみや嫉妬感情」、「遊び感覚やふざけ意識」、「金銭を得たいという意識」、「被害者となる

ことへの回避感情」などが挙げられます。

そのため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得ます。

- ⑤いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しいことであります。

そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得ます。

エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

- ①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断することが大切であります。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分あり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要があります。

2 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割

いじめの防止等のための対策を進めるため、全ての児童生徒の自己有用感や自己肯定感を育成する取組を、学校だけではなく、家庭、地域住民、行政その他の関係者相互の連携協力の下、社会全体で進めます。

(1) 学校及び学校の教職員の責務【条例第6条】

ア 学校の責務

学校においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進める必要があります。

- ①校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めます。
- ②学校は、日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、児童生徒が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育てます。
- ③学校は、児童生徒の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、全ての児童生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進めます。
- ④学校は、児童生徒が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求め

られることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進めます。

- ⑤学校は、いじめの問題の根本的な克服のため、全ての児童生徒に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成します。
- ⑥学校は、情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備します。
- ⑦学校は、いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、全教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知します。
- ⑧学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保します。いじめたとされる児童生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応します。
- ⑨学校は、保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進めます。

イ 教職員の責務

教職員においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進める必要があります。

- ①教職員は、児童生徒理解を深めるとともに、児童生徒及び保護者等との信頼関係の構築に努め、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることのないよう努めます。
- ②教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応につなげます。

- ③教職員は、「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童生徒を徹底して守り通します。
- ④教職員は、児童生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりしないよう十分留意します。
- ⑤教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる実践的指導力を身に付けます。

(2) 保護者の責務【条例第7条】

家庭は、児童生徒にとって温かい愛情に包まれた場として、心のよりどころであるとともに、児童生徒の教育に関し第一義的な責任を有しています。

保護者においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進めることが望まれます。

- ①保護者は、その保護する児童生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努めます。
- ②保護者は、その保護する児童生徒の発達の段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせるよう努めます。
- ③保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び児童生徒の発達の段階に応じ、その保護する児童生徒について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの使用などの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めます。
また、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、犯罪の被害やいじめ等様々な問題が生じることに留意します。
- ④保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めます。
- ⑤保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを

行った児童生徒の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努めます。

- ⑥保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努めます。
- ⑦保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童生徒が同じ過ちを繰り返すことがないように、児童生徒を見守り支えます。

(3) 地域の役割【条例第9条】

町民及び事業者(※5)においては、条例を踏まえ、次の取組を進めることが望まれます。

(※5)「事業者」とは、町内で事業活動を行う個人、法人、団体のことをいいます。ここでは、児童生徒の学校外における活動や場面等を想定し、例えば、学習塾や習い事、スポーツクラブ、コンビニエンスストアなど児童生徒が関わる事業者の方に、いじめの未然防止、早期発見への協力を期待しています。

- ①町民及び事業者は、日頃から、児童生徒が様々な機会を通じて学校外の人間関係を構築し、自分の役割や存在を感じることができるよう、児童生徒が学校外で活動できる場所や機会を、学校関係者や関係団体等とが連携する既存の組織等を活用するなどして提供します。
- ②町民及び事業者は、児童生徒の健やかな成長・発達のため、地域全体で児童生徒を守り育てていこうとする大人たちの協力を得て、児童生徒が異世代間の交流や社会体験活動、文化・スポーツ活動等に取り組むことができる地域の体制を整えます。
- ③町民及び事業者は、地域の学校等と連携を図り、地域における児童生徒の状況や問題に適切に対応する方法について共通理解を深めます。
- ④町民及び事業者は、児童生徒に発達の段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、生命を尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むため、学校や家庭と連携した地域での取組を進めます。
- ⑤町民及び事業者は、児童生徒がいじめを受けている、又はいじめを行っているとの疑いを感じた場合には、当該児童生徒の在籍する学校や保護者や、相談機関等の関係団体に相談や連絡・通報するなどして、児童生徒の抱える問題の解消に努めます。
- ⑥町民及び事業者は、中学校や高等学校を卒業した後など、学校に在籍してい

ない青少年がいじめに関わっている場合は、関係機関等と連携していじめの問題の解決に努めます。

- ⑦町民及び事業者は、就学前の幼児等に対して、発達の段階に応じ、友人と一緒に遊ぶことやルールを守って遊ぶことの楽しさなどが感じられる環境づくりに努めます。

（４）児童生徒の役割【条例第94条・条例第8条】

- ①児童生徒は、お互いに思いやりを持ち、いかなる理由があってもいじめは行っていない。
- ②児童生徒は、いじめを受けた場合、一人で悩むことなく、家庭、学校、友人又は関係機関等に相談しましょう。また、いじめを発見したり、相談を受けた場合にも、同様に関係機関に相談しましょう。

３ 町の責務【条例第5条】

町の状況に応じたいじめの防止等のための対策を進めるために、学校や関係機関等との緊密な連携の下、町全体で取組を進めます。また、町は、北海道と連携をするとともに、北海道に必要な支援を求めます。

（１）学校の設置者としての責務【条例第5条】

全ての児童生徒が、安心して通うことができるいじめのない学校づくりを進めます。

町においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進めます。

- ①町は、学校に対して、学校の取組を広く情報提供する開かれた学校づくりの推進、地域の教育資源等を活用しながら取り組む特色ある学校づくりの推進、教育に直接携わる教職員の資質能力の向上に向けた取組などを通じて、信頼される学校づくりを進めるよう指導します。
- ②町は、学校に対して、学校いじめ防止基本方針の改善充実に向けて、次の取組を継続して行うよう指導します。
- ・基本方針を、児童生徒、保護者、地域、関係機関等への積極的な周知
 - ・在籍する児童生徒やその保護者からの意見の聴取
 - ・学校評価を活用した基本方針の見直し
- ③町は、学校に対して、いじめの早期発見に向けて、次の取組を工夫するよう指導します。
- ・在籍する児童生徒に対し、いじめを訴えやすいような児童生徒を対象としたアンケート調査の工夫改善
 - ・アンケート調査実施後に、関係児童生徒に対する個人面談を必ず実施するこ

と

・ いじめに係る相談体制の整備や相談しやすい方法の工夫

④町は、学校に対して、いじめの問題に適切に対応することができる教職員の資質能力の向上に向けた啓発資料の作成・配布やいじめの問題への対応についての研修の充実・改善を図るよう指導します。

⑤町は、学校に対して、いじめ問題への対応は、校長の強力なリーダーシップの下、「学校いじめ対策組織」を中心として組織的に対応するよう指導します。

・ いじめ対応支援ツール等を活用した組織的かつ実効的な対応を進めること

⑥町は、学校に対して、保護者や地域住民と連携していじめの防止等のための取組を進めるよう指導します。

⑦町は、児童生徒がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう、学校教育、社会教育、家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な取組を進めます。

⑧町は、いじめの防止等のための対策に必要な予算の確保・配分・調整に努めます。

第2章 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 下川町いじめ防止基本方針の策定【法第12条 条例第10条】

国の基本方針においては、「地方公共団体は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針を参考にして、当該地方公共団体におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、地方いじめ防止基本方針を定めることが望ましい。」とあり、町では、条例において「下川町いじめ防止基本方針」（以下「町の基本方針」という。）を策定することを定めました。

- ①町は、学校、家庭、地域住民その他の関係者間の連携等により、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、本町はいじめの防止等のための対策をより実効的なものにするため、町や学校における基本方針の策定や組織の設置、いじめの問題への組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な運用を明らかにするとともに、これまでのいじめの防止等のための対策の蓄積を生かした「町の基本方針」を定めます。
- ②町は、「町の基本方針」について、国及び道の基本方針の見直しがあった場合を含め、いじめの問題に係る各種調査の結果や「下川町いじめ問題対策連絡協議会」の協議を踏まえ、必要に応じて、見直しを行います。
- ③町は、地域の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向性を示します。
- ④町は、「町の基本方針」において、いじめの防止等のための対策が、地域において体系的かつ計画的に行われるよう、次の内容を盛り込む。
 - ・より実効的かつ地域の実情に応じた取組
 - ・当該地域におけるいじめの防止に資する啓発活動・教育的取組
 - ・PDCAサイクルによる「町の基本方針」の点検、見直しの取組
- ⑤町は、「町の基本方針」を策定又は見直す際には、「法、国の基本方針、条例、道の基本方針」等を参酌し、必要に応じて、保護者、地域住民、関係機関等や児童生徒の意見を取り入れるとともに、道からの情報提供、指導、助言を得ながら進めます。

2 いじめの防止等に関する基本的施策

(1) いじめの防止【条例第12条】

いじめが生まれにくい環境をつくるため、学校において、人権が尊重され、安心して過ごせるとともに、全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができるような取組等、発達支持的生徒指導（※6）やいじめの未然防止教育を推進します。

(※6)「発達支持的生徒指導」とは、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に学校教育の目標の実現に向けて、全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものです。(参考 生徒指導提要(令和4年12月 文部科学省))

- ①町は、学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育を推進するとともに、児童の権利に関する条約やこども基本法の趣旨を踏まえ、指導に当たっては、いじめは重大な人権侵害に当たり、被害児童生徒、加害児童生徒及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すもので、決して許されるものではないことや、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ることを理解させる機会を充実します。

また、アイヌの人たちについて正しく理解し、我が国の先住民族であるアイヌの人たちが暮らしていることやアイヌ文化の価値を認識する取組を行います。

【主な取組】

- ・人権やアイヌ文化等について学習する機会の充実や実践成果の普及
- ・人権擁護機関と連携した人権教育の推進
- ・各種研修会における教職員への啓発 など

- ②町は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用し、「特別の教科 道徳」をはじめ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等を充実します。

- ③町は、児童生徒の発達の段階に応じて、人の喜びや悲しみを共有したり、美しいものを美しいと感じたりするなど、豊かな心と感性を育む教育の充実を図り、社会性や規範意識を高める取組の実施を推進します。

【主な取組】

- ・児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに対して正面から向き合うことができるような実践的な取組の充実
- ・地域に根ざした教材や独自の教材を活用した道徳教育の実践の促進
- ・体験活動等を取り入れた実践の促進
- ・道徳教育や豊かな体験活動等に関する実践成果の普及 など

- ④町は、学校の教育活動全体を通じて望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る取組を充実します。

【主な取組】

- ・主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善
- ・ソーシャル・スキル・トレーニングやソーシャル・エモーション・ラーニングなど、心理教育プログラムの推進
- ・児童生徒の人間関係形成力やコミュニケーション能力等の育成を図る取組に関する事業等の成果の普及
- ・こども理解支援ツール「ほっと」等を活用した児童生徒のより良い人間関係を構築する上で必要な能力を育成する取組の推進 など

- ⑤町は、学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。

【主な取組】

- ・子供や若者を性暴力の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」実践事例の作成、活用の促進
- ・各種研究協議会における「生命（いのち）の安全教育」や性の多様化に関する課題の理解について研修内容の充実
- ・関係機関と連携した「生命（いのち）の安全教育」の推進 など

- ⑥町は、いじめの防止等に資する活動として、学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるよう、児童生徒の自主的な活動を推進します。

【主な取組】

- ・いじめの防止等の取組について交流・協議する子ども会議等の開催 など

- ⑦町は、法や条例の趣旨を踏まえ、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、児童生徒や保護者への啓発、教職員への研修を実施します。

【主な取組】

- ・子ども会議やPTA研修会等における啓発
- ・生徒指導研究協議会等の研修会・会議における啓発
- ・スクールカウンセラー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修への支援及び研修資料の作成 など

⑧町は、いじめの防止等に関する実践的な調査研究や、いじめの防止等に関するプログラムの普及を進める。

【主な取組】

- ・ いじめの未然防止モデルプログラムの改善・充実
- ・ 学校独自のいじめの未然防止のプログラムの改善・充実 など

⑨町は、「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う取組を推進する。

【主な取組】

- ・ 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う人権教育の充実
- ・ 児童生徒が相談しやすい環境の整備の推進
- ・ 性同一性障がいや性的指向・性自認に対する理解の促進や必要な対応について示した教職員指導資料を活用した教職員への啓発
- ・ 教職員等を対象とした性の多様性に関する研修の充実
- ・ 学校教育指導等を通じて、「性的マイノリティ」とされる児童生徒の在籍状況の把握に努めるとともに、通知に基づく対応が徹底されるように学校に対する指導、助言 など

⑩町は、「多様な背景を持つ児童生徒」に対して、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、プライバシーに十分配慮しながら、日常的に、当該児童生徒の特性やおかれている状況等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う取組を推進します。

【主な取組】

- ・ 発達障がいを含む障がいのある児童生徒に関わる個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有の推進
- ・ 海外から帰国した児童生徒や外国につながる児童生徒等の状況の把握に努めるとともに、適切な支援や指導が行われるように学校に対する指導、助言
- ・ 学校教育指導等を通じて、被災児童生徒の在籍状況の把握に努めるとともに、通知に基づく対応が徹底されるように学校に対する指導、助言
- ・ 被災児童生徒が被害を受けたいじめの対応状況調査の実施
- ・ ヤングケアラーの特徴や実情を正しく理解するための支援の研修の実施 など

- ⑪町は、いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達の段階に応じ、他の幼児と関わる中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう取組を推進します。

また、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を企画・立案します。

【主な取組】

- ・発達の段階に応じた幼児教育の充実に向けた関係機関等への啓発
- ・幼児期における取組に関する保護者への啓発 など

- ⑫町は、取組を適切に進められるよう、道に対して指導、助言を求めます。

(2) いじめの早期発見【条例第13条】

いじめの早期発見、事案対処を図るため、道と連携して定期的な調査や面談等を行います。

- ①町は、児童生徒に対する調査や教育相談を、道及び学校と連携して定期的実施します。

【主な取組】

- ・児童生徒を対象としたいじめの有無、いじめの態様、相談相手等についてのアンケート調査の年間複数回の実施
- ・アンケート調査後の関係児童生徒に対する個人面談の確実な実施 など

- ②町は、道及び学校と連携して、児童生徒や保護者からのいじめに関する通報及び相談を受け付ける体制を整備します。

【主な取組】

- ・子ども相談支援センターへの24時間対応のフルダイヤルのいじめ電話相談窓口の活用
- ・1人1台端末を活用した相談窓口「おなやみポスト」の活用
- ・SNSを活用した相談事業の活用
- ・教育局における教育相談電話の活用
- ・全児童生徒への相談窓口紹介カードの配布
- ・校内及び校外における相談窓口や通報連絡先の周知、利用促進の働きかけ など

- ③町は、児童生徒や保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を配置するなど相談体制を充実します。

【主な取組】

- ・学校へのスクールカウンセラー配置及び派遣
- ・スクールカウンセラーの活動（相談日、学校訪問の機会等）の周知の促進
- ・スクールカウンセラーが「学校いじめ対策組織」の構成員である場合、児童生徒、保護者等に対し、組織の一員であることの周知の促進 など

- ④町は、児童生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる取組を推進します。

【主な取組】

- ・児童生徒等の相談により、いじめの解消につながった事例等をまとめた啓発資料の作成・配布
- ・「児童生徒の自殺を予防するためのプログラム」の普及・啓発
- ・「ＳＯＳの出し方に関する教育」の指導例の配布・周知
- ・「心と身体チェックリスト」の普及・啓発 など

- ⑤町は、学校におけるいじめの防止等の取組、校内研修の実施状況や定期的なアンケート調査、個人面談の取組などいじめの実態把握のための取組状況を点検し、必要な措置を講じます。

【主な取組】

- ・いじめの問題への対処方針の公表や校内研修の実施状況等の取組状況調査の年間複数回の実施
- ・アンケート調査、個人面談の実施状況や実施方法等を把握するための調査の年間複数回の実施 など

（３）関係機関等との連携等【条例第14条】

いじめの防止等のための対策が、適切かつ迅速に行われるよう、学校間・教職員間の連携はもとより、教育的な配慮の下で、関係機関の連携強化に努め、必要な体制の整備を行います。

- ①町は、少年の健全育成などに豊富な知識と経験を有する警察官等を活用し、学校と警察や司法・福祉等の関係機関との連携を促進します。

【主な取組】

- ・警察や司法・福祉等の関係機関と連携した事業や会議等の活用の促進
- ・警察官経験者、弁護士等を学校に派遣できるよう関係機関との連携
- ・要保護児童対策地域協議会等の活用の促進 など

- ②町は、国の人権に関する相談機関と相互の連絡調整や情報交換を実施します。

【主な取組】

- ・下川町いじめ問題対策連絡協議会等への法務局等の参加の要請
- ・「子供の人権110番」と「子ども相談支援センターの電話相談窓口」を相互に周知し合うなど法務局と連携した取組 など

- ③町は、学校運営協議会を活用するなど、学校と家庭、地域等が組織的に連携・協働する体制を構築し、学校がいじめに係る状況や対策などをPTA、地域の関係機関、団体等と個人情報の取扱いに十分留意の上、早期に情報共有しながら、取組を進めます。

【主な取組】

- ・各種研修会の実施及び参加の促進
- ・各地域の組織の連携による子どもたちを見守る体制づくりの促進 など

- ④町は、保護者が、法及び条例に規定された保護者の責務等を踏まえ、その保護する児童生徒の規範意識等を養うための指導等を適切に行うことができるよう、PTA関係団体と連携を図りながら、保護者を対象とした啓発活動、相談窓口の設置や周知等の支援を進めます。

- ⑤町は、設置する学校の児童生徒のいじめの防止等のための対策が、関係者の連携のもとに適切に行われるよう、学校、家庭、地域、関係機関及び民間団体の間の連携の強化や、その他必要な体制を整備します。

- ⑥町は、町内に居住する保護者が、法及び条例に規定された保護者の責務等を踏まえて、その保護する児童生徒の規範意識等を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置や周知など、家庭への支援体制を整備します。

(4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上【条例第15条】

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切かつ迅速に行われるよう、教職員の資質の向上や専門的な知識を有する者の確保に努めます。

- ①町は、道が主催する教職員の職務や経験の程度に応じた、いじめの防止等のための対策に関する研修に参加させます。

【主な取組】

- ・初任段階教員研修、教職経験者研究協議会、中堅教諭等資質向上研修、新任主幹教諭・教頭・校長研修会等における生徒指導に関する研修会
- ・生徒指導研究協議会等
- ・生徒指導に関する研修会
- ・「性的マイノリティ」や「多様な背景を持つ児童生徒」等への対応や支援等について理解を深めるための研修 など

- ②町は、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を活用した校内研修を推進し、教職員の児童生徒を支援するための力量の向上を図ります。

【主な取組】

- ・カウンセリング能力等の教育相談に関する資質能力の向上を図る研修
- ・教職員等を対象とした集団カウンセリング研修会への参加
- ・教職員の研修機会（オンデマンド研修等）の充実
- ・教育相談資料の配布
- ・教職員向けスクールカウンセラーの活用事例集の配布 など

- ③町は、学習指導の充実や生徒指導に専任的に取り組む教員等の配置に向けた取組を進め、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備に努めるとともに、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援します。

【主な取組】

- ・学習指導や生徒指導の充実に向けた教員等の効果的な配置と活用の促進
- ・部活動外部指導者の活用、部活動休養日の徹底や教員が行う業務の明確化を含む教職員の業務負担の軽減 など

- ④町は、いじめの防止を含む教育相談に応じる心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の活用を推進します。

【主な取組】

- ・スクールカウンセラーの配置・派遣 など

- ⑤町は、学校だけでは解決が困難な事案に対して、迅速かつ的確に対応することができるよう、道に対していじめへの対処に関し専門的な知識を有する者を派遣依頼します。

【主な取組】

- ・いじめの問題等について、教育局の職員及び外部の専門家の派遣 など

- ⑥町は、学校におけるいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修を通じた教職員の資質能力の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教職員の配置、いじめの防止を含む教育相談に応じる心理、福祉等に関する専門的な知識を有した者の確保、学校の求めに応じた助

言者の確保等に努めます。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進【条例第2条】

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、情報モラル教育の充実と啓発活動等を行います。

- ①町は、プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守、インターネット上の人権侵害など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力(※7)等の育成に関する教育を推進します。

【主な取組】

- ・情報モラル教育等に関する内容を掲載した「教育課程の編成・実施に関する手引」の作成・配布
- ・各種研究協議会における情報モラル教育等に関する研修内容の充実
- ・無料通話アプリやSNSなどの不適正な利用を防止するための児童生徒及び保護者向けの啓発資料の作成・配布
- ・児童生徒向け啓発資料の作成や学校への講師の派遣など関係機関と連携した情報モラル教育の推進 など

(※7)「情報活用の実践力」とは、課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力のことです。

- ②町は、保護者に対し、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、啓発活動を進めます。

【主な取組】

- ・児童生徒の発達の段階に応じたインターネットの利用の在り方や家庭でのルールに関する啓発資料の作成・配布
- ・児童生徒を多様化したネットトラブルから守るため通信事業者等と連携した保護者研修会の実施
- ・インターネットを通じて行われるいじめの理解を図る保護者向け啓発資料の作成・配布 など

- ③町は、発信された情報の高度の流通性、一度拡散した情報は完全に消去するのは難しいことなど、インターネットを通じて行われるいじめや不適切な行為が被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える危険性について児童生徒に啓発するとともに、インターネットを通じて行われる

いじめが発生した場合には、迅速かつ的確に対処する体制を整備します。

【主な取組】

- ・ 定期的な学校ネットパトロールの確実な実施の促進や講習会の実施
- ・ ネットトラブルに関する相談体制の充実
- ・ 課題となるネットトラブルへの対応を検討する体制の充実 など

④町は、設置する学校の児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかを監視するネットパトロールの実施など、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制を整備します。

⑤町は、学校の児童生徒及びその保護者に対し、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、道が作成した資料を活用するなどして啓発活動を進めます。

(6) 啓発活動【条例第17条】

いじめの実態やその傾向、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性やいじめに係る相談制度等について、広報・啓発活動を行います。

①町は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性に関する啓発活動を進めます。

【主な取組】

- ・ いじめの防止等に関するリーフレット等の作成・配布による保護者等への啓発
- ・ 保護者のいじめの問題に対する意識調査の実施 など

②町は、いじめに係る相談制度等についての広報を進めます。

【主な取組】

- ・ いじめの相談に係る窓口についての紹介カードの配布やホームページへの掲載 など

③町は、家庭において児童生徒の規範意識等を養うことができるよう、保護者を対象とした研修の機会を設定します。

【主な取組】

- ・ 生徒指導研究協議会等への保護者の参加の要請
- ・ 家庭での取組に資する研修内容の工夫 など

(7) いじめの防止等に関する措置【法第23条・法第24条・法第26条

・条例第19条・条例第20条・条例第22条】

いじめの事実があると思われるときは、学校への通報などの措置や必要な支援を行います。

- ①町は、学校からいじめの事実があると思われるとの報告を受けたときは、当該学校に対して早期に必要な措置を講ずることを指示するとともに、支援を行う。また、支援を行う際には、学校に対しあらかじめ周知します。さらに、必要に応じて、自ら調査を実施します。

【主な取組】

- ・スクールカウンセラーの派遣
- ・いじめの問題等について支援を行う教育局の職員及び外部の専門家の派遣など

- ②町は、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるよう、必要がある場合には、学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条、第49条の8において準用する場合を含む。）の規定に基づき、設置する学校のいじめを行った児童生徒の保護者に対して、教育委員会規則で定めた手続きに従い、当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、適切な措置を講じます。

また、いじめの加害者である児童生徒に対して、出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援します。

- ③町は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討します。

(8) 学校間の連携協力体制の整備【法第27条・条例第23条】

いじめに対して適切かつ迅速に対処できるよう、学校間の連携協力体制を整備します。

- ①町は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校が適切に対処できるよう、学校間（町内学校以外も含む）の情報共有を推進します。
- ②町は、学校間において、児童生徒の個人情報の取扱いに配慮しつつ、平素からいじめの問題等について情報を共有する機会を設けます。

【主な取組】

- ・小学校、中学校、高等学校の情報共有を図る組織・会議の活用の促進など

③町は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合は、当該学校で設置する「学校いじめ対策組織」等の組織間において情報共有を図るよう指導します。

④町は、いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒の進学や進級、転学の際には、児童生徒の個人情報の取扱いに配慮しつつ、当該学校間において、いじめ等に関する指導記録等の引継ぎが確実に行われるよう指導します。

【主な取組】

- ・学校間における引継ぎシート等の工夫及び適切な管理、継続的な活用など

⑤町は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導やその保護者に対する助言が適切に行われるようにするため、学校間の連携協力体制を整備する。

（９）学校評価等における留意事項【条例第16条】

いじめの防止等の取組に係る評価が適切に行われるよう、必要な措置を講じます。

①町は、学校が、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付けるとともに、その目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するよう指導します。

②町は、学校におけるいじめの防止等のための取組について、当該学校が児童生徒や地域の状況を十分に踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえた改善に取り組むよう指導します。

【主な取組】

- ・学校評価の評価項目に、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況等を設定するよう指導
- ・評価結果及びそれを踏まえた改善の状況等の学校通信等による公表、情報提供を実施するよう指導 など

- ③町は、学校の教職員の評価において、学校におけるいじめの防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう指導します。

【主な取組】

- ・教職員に関する評価の評価項目に、学校におけるいじめの防止等の対策の取組状況等を設定するよう指導 など

3 学校が実施すべき施策

学校においては、法や国の基本方針、道や町の条例や基本方針を踏まえ、全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合い、安心して学習やその他の活動ができる学校づくりの取組等、発達支持的生徒指導やいじめの未然防止教育を推進します。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定【法第13条・条例第11条】

ア 意義

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがあります。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

イ 学校の取組

学校においては、法第13条の規定により義務付けられている学校いじめ防止基本方針について、「国の基本方針や道並びに町の基本方針」を参考に、次の事項に留意して策定します。

- ①学校は、学校いじめ防止基本方針に、いじめの防止、いじめの早期発見・事案対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容を盛り込みます。
- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに向けたいじめの防止等の取組を体系的・計画的に行うための包括的な取組の方針
 - ・いじめの防止等に向けた具体的な指導内容のプログラム化（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）

- ・いじめの情報共有の手段及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）の明示
 - ・アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルの作成（「早期発見・事業対処マニュアル」の策定等）
 - ・学校いじめ防止基本方針におけるアンケート調査、個人面談の実施や、結果の検証及び組織的な対処方法の設定
 - ・「チェックリストを作成・共有して全職員で実施する」などの具体的な取組
 - ・「学校いじめ対策組織」の取組の行動計画となるような年間を通じた具体的な活動・事案対処に関する教職員の資質能力の向上に向けた校内研修の実施計画
 - ・加害児童生徒に対する成長支援の観点を踏まえ加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針
 - ・「学校いじめ対策組織」を中心としたPDCAサイクルによる点検、見直しの取組
- ②学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けます。
- ・学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事業対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価します。
 - ・学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図ります。
- ③学校は、学校いじめ防止基本方針を策定又は見直す際には、いじめの防止等に関する考え方を共有しながら、学校の取組を円滑に進めていくため、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て進めます。
- また、学校全体でいじめの防止等に取り組むため、アンケートや協議の場を設けるなどして児童生徒の意見も取り入れ、より分かりやすい基本方針となるよう努めます。
- ④学校は、策定した学校いじめ防止基本方針を学校便りに記載し配布、学校内への掲示、その他の方法により、児童生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じます。
- ⑤学校は、学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口等を必ず入学時・各年度の開始時に資料を配布するなどして、児童生徒、保護者、関係機関等に説明します。

また、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校として

も警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明します。

なお、年度途中の転入、編入学や前年度から引き続き休学又は留学していた生徒が復学した場合等には、同様に当該児童生徒及びその保護者に説明します。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

【法第22条・条例第18条】

ア 意義

「学校いじめ対策組織」を設置する意義としては、次のようなものがあります。

- ・ いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となります。
- ・ 心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待されます。

イ 学校の取組

学校においては、「学校いじめの対策組織」について、次の事項に留意して設置します。

①学校は、次のことを踏まえ、「学校いじめ対策組織」を構成します。

- ・ 自校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成します。
- ・ 「自校の複数の教職員」については、管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から、学校の実情に応じて決定します。
- ・ 組織的な対応の中核として機能する体制を学校の実情に応じて決定します。
- ・ 可能な限り、「心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、スクールカウンセラー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家の参加を得ます。
- ・ 個々のいじめの防止・早期発見・事案対処に当たって、関係の深い教職員を追加します。
- ・ 教職員同士の日常的なつながり、同僚性を向上させるとともに、学校がいじめ対策の企画立案、事案対処等を学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とします。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めます。

②学校は、次のことを踏まえ、「学校いじめ対策組織」の体制を整備します。

また、「学校いじめ対策組織」の体制の整備に当たっては、気付きを共有して早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとって教職員の心理的安全性の確保に努め、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組みます。管理職は、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「学校いじめ対策組織」に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを、教職員に周知徹底します。

- ・的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制
- ・事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制
- ・いじめが疑われるささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て報告・相談できる体制
- ・当該組織に集められた情報は個別の児童生徒ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有できる体制
- ・迅速に対応できるよう構成員全員の会議と日常的な関係者の会議に役割分担するなど、機動的に運用できる体制

③学校は、「学校いじめ対策組織」の役割に次のことを位置付けます。

- ・いじめの未然防止のため、いじめの起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を図る役割
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方法の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実行・検証・修正を行う役割
 - ・学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム等）に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
 - ・学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）
 - ・学校いじめ防止基本方針の内容が、児童生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取組を行う役割
 - ・被害児童生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、児童生徒や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う役割
- ④法第 28 条第 1 項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、「学校いじめ対策組織」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法により対処します。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア いじめの防止【条例第12条】

学校においては、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

また、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、「学校いじめ対策組織」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

- ①学校は、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払います。
- ②学校は、児童生徒の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを行います。
- ③学校は、児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、児童生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進めます。
- ④学校は、配慮を必要とする児童生徒の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映します。

⑤学校は、児童生徒の人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進します。

【主な取組】

- ・主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善
- ・心理教育プログラムの推進
- ・児童生徒のよりよい人間関係を構築する上で必要な能力を育成する取組の推進
- ・小・中学校間や中・高校間等の学校種間の円滑な接続を図る取組の成果の活用 など

⑥学校は、児童生徒が学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感、自己信頼感を高める取組を推進します。

【主な取組】

- ・児童会・生徒会活動や学校行事等での異年齢交流や地域の大人と関わる体験等の実施
- ・児童生徒のコミュニケーション能力の育成を図る人間関係づくりの推進に関する事業等の成果の活用
- ・学校力の向上や児童生徒の学力向上を図る取組の成果の活用 など

⑦学校は、学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の一層の充実に向けた取組を推進します。

【主な取組】

- ・人権やアイヌ文化等について学習する機会の充実や実践成果の活用
- ・人権擁護機関と連携した人権教育の推進
- ・各種研修会における成果の普及、啓発 など

⑧学校は、家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、児童生徒の発達段階に応じた道徳教育の充実を図ります。

【主な取組】

- ・地域に根ざした教材や町独自の教材を活用した道徳教育の実践
- ・道徳教育等に関する実践成果の活用 など

- ⑨学校は、児童生徒の発達の段階に応じて、豊かな情操や社会性、規範意識を育くむため、地域が有する自然環境等の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進します。

【主な取組】

- ・地域の環境を生かした教育活動やふるさとのよさを生かした教育活動の実施
- ・地域の教育資源を活用した体験学習やボランティア活動など体験的な活動の実践
- ・豊かな体験活動等に関する実践成果の活用 など

- ⑩学校は、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図ります。

【主な取組】

- ・「生命（いのち）の安全教育」を推進し、学校教育全体で性暴力防止に向けた取組の充実
- ・ネットトラブルに関する相談体制の充実
- ・全児童生徒への相談窓口紹介カードの配布 など

- ⑪学校は、児童生徒が自主的に行う学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動を推進します。

【主な取組】

- ・児童生徒がいじめの問題について理解を深める活動の実施
- ・いじめの根絶について児童会や生徒会等が主体となった取組の推進
- ・各学校の取組について交流・協議する全道及び管内規模の子ども会議への児童生徒の参加
- ・各市町村で実施する子ども会議への児童生徒の参加 など

- ⑫学校は、学校として「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

【主な取組】

- ・児童生徒が相談しやすい環境の整備
- ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認についての教職員への正しい理解の促進、学校として必要な対応についての周知
- ・教職員を対象とした性の多様性に関する研修の実施 など

- ⑬学校は、「多様な背景を持つ児童生徒」については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児

児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

【主な取組】

- ・ 日頃から交流及び共同学習を行うなどの取組により、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒がともに尊重しながら協働して生活していく態度を育む教育の推進
- ・ 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒がかかわるいじめについて教職員の個々の児童生徒の障がいの特性に対する理解、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有、当該児童生徒の教育的ニーズや特性の把握、保護者との連携、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援
- ・ 海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われることがないよう教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解の促進、学校全体での注意深い見守り等の必要な支援
- ・ 被災児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する適切な心のケア、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見
- ・ ヤングケアラーの特徴や実情を正しく理解するための支援の研修の実施など

- ⑭学校は、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、児童生徒への指導、保護者への啓発、教職員への研修等を実施します。

【主な取組】

- ・ 弁護士、警察官経験者等の外部専門家を活用した児童生徒を対象とした講演会等の開催
- ・ P T Aを対象とした家庭の役割や取組についての研修会の開催や、いじめの問題への適切な解決に向け、必要に応じ、近隣の学校や異なる学校種も含めた保護者同士のネットワークづくりの推進
- ・ 地域の住民を対象とした地域の役割や取組についての公開講座等の開催
- ・ 他校の教育実践発表会や道立教育研究所の研修講座、生徒指導研究協議会等の研修会への教職員の参加 など

イ いじめの早期発見【条例第13条】

- ①学校は、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いという認識の下、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知します。
- ②学校は、日頃から児童生徒との触れ合いや、児童生徒と教職員との信頼関係の構築に努め、「SOSの出し方に関する教育」の推進や児童生徒への定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組みます。
- ③学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めます。
- ④学校は、アンケート調査や個人面談における児童生徒のSOSの発信や教職員へのいじめの情報の報告など、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速かつ組織的に対応することを徹底します。
- ⑤学校は、アンケート調査実施後に、関係児童生徒に対する個人面談を必ず実施します。なお、個人面談を実施することにより関係児童生徒がアンケートへ回答したこと等が他の児童生徒に推測されないよう面談の実施方法、時間、場所等には細心の注意を払います。

【主な取組】

〔信頼関係の構築〕

- ・教職員と児童生徒が触れ合う機会・時間の確保
- ・「学校いじめ対策組織」等の組織における児童生徒に関する情報の集約、共有
- ・いじめの相談があった場合の適切な聴き取り方法や記録に係る研修 など

〔アンケート調査の実施〕

- ・定期的な調査の年間複数回の実施、必要に応じた随時調査の実施
- ・アンケートに回答しやすい質問項目の工夫
- ・1人1台端末を活用したアンケートへの回答方法の工夫
- ・無記名での実施を基本に記名・無記名を選択するなどの方法の工夫 など

〔教育相談の充実〕

- ・定期的な相談の実施、必要に応じた随時相談の実施
- ・事前のアンケートの実施や相談場所の工夫等、相談しやすい条件や環境の整備
- ・日頃から、児童生徒の交友関係等の情報を学校内で共有し、相談に際して、当該児童生徒の状況や人間関係を踏まえ、通常の学習・生活に支障がないよ

う十分に配慮 など

〔相談窓口の設置〕

- ・「学校いじめ対策組織」等への相談機能の位置付け
- ・学校の相談窓口の学校だより等による周知 など

ウ その他【条例第2条・条例第15条・条例第16条・条例第19条】

- ①学校は、いじめの防止に必要な教職員の資質の向上を図る研修を計画的に実施します。

【主な取組】

- ・初任段階教員研修や中堅教諭等資質向上研修など、教職員の職務や経験の程度に応じた研修会の参加
- ・スクールカウンセラーを講師とした研修の実施 など

- ②学校は、プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力等の育成に関する教育を推進するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に迅速かつ的確に対処する体制を整備します。

【主な取組】

- ・児童生徒のネットコミュニケーションを見守る活動等での学校ネットパトロールの実施
- ・警察との連携によるインターネット上のトラブル防止教室の実施
- ・ネットトラブルなどについて各種啓発資料等を活用した児童生徒への指導及び保護者への啓発の実施 など

- ③学校は、いじめの問題に関する学校評価を実施する際、児童生徒や地域の状況を踏まえた目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価して、評価結果を踏まえた改善に取り組みます。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報提供や組織的な対応等が評価されるよう留意します。

【主な取組】

- ・保護者や地域に対する学校におけるいじめの状況や対応についての情報提供
- ・評価項目や観点の改善 など

- ④学校は、教職員がいじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）を「学校いじめ対策組織」に報告し、情報

を共有するための具体的な方法を定めます。

【主な取組】

- ・収集した情報をまとめるチームの明確化
- ・アセスメントシートなどを活用した情報収集や対応方針の可視化（見える化）による教職員間での情報共有 など

- ⑤学校は、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、適切なアセスメントに基づき、迅速に組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒を守り通し傷ついた心のケアを行うとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。

【主な取組】

- ・学校いじめ防止基本方針や早期発見・対処マニュアルに情報共有の手段や共有すべき内容を明記
- ・「学校いじめ対策組織」における迅速な確認、対処
- ・いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すための継続的な観察・見守り
- ・いじめを受けた児童生徒へのスクールカウンセラー等による教育相談
- ・いじめを受けた児童生徒が不登校や別室登校になった場合の十分な学習支援
- ・いじめを行った児童生徒へのいじめを受けた児童生徒の気持ちを理解させる指導
- ・いじめを行った児童生徒や「観衆」、「傍観者」へのいじめの行為について理解させる指導 など

- ⑥学校は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携したいじめの防止等のための取組を進めます。

【主な取組】

- ・他校や関係機関等との連絡窓口の確認、情報の共有・整理、指導方針の確認・共通理解、連携した指導
- ・既存の組織を活用した学校間の情報共有
- ・警察官等を講師にした非行防止や防犯に関する研修等の実施 など

- ⑦学校は、いじめをやめさせる指導、再発防止の取組を徹底します。

【主な取組】

- ・「学校いじめ対策組織」等を中心とした組織的、継続的な対応 など

- ⑧学校は、いじめを受けた児童生徒の保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒の保護者に対する助言を行います。

【主な取組】

- ・迅速な保護者への連絡
- ・入学式や各年度の開始時等における、学校の取組やいじめの未然防止や早期発見、事案対処に向けた家庭の役割について保護者間の共通理解を図る機会の設定
- ・学校の指導方針・対応についての保護者への丁寧な説明
- ・特別な配慮を必要とする保護者へのスクールカウンセラーによる支援 など

- ⑨学校は、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けることのできる環境を整備します。

【主な取組】

- ・いじめを行った児童生徒や保護者の理解のもとでの学習場所・活動場所を変更した指導
- ・いじめを受けた児童生徒や保護者の理解のもとでの学習場所・活動場所の復元
- ・児童生徒の状況についての継続的な観察や見守り、教育相談の実施
- ・不登校児童生徒に対する学校復帰に向けた指導、及び計画的・組織的な学習指導の実施 など

- ⑩学校は、教育委員会へいじめの問題について報告するとともに、関係資料の保存に当たっては、文書管理規程の保存年度を厳守します。

【主な取組】

- ・いじめの対応状況についての調査による定期的な報告
- ・事故速報・事故報告による迅速な報告及び関係資料の適切な保存 など

4 重大事態への対処

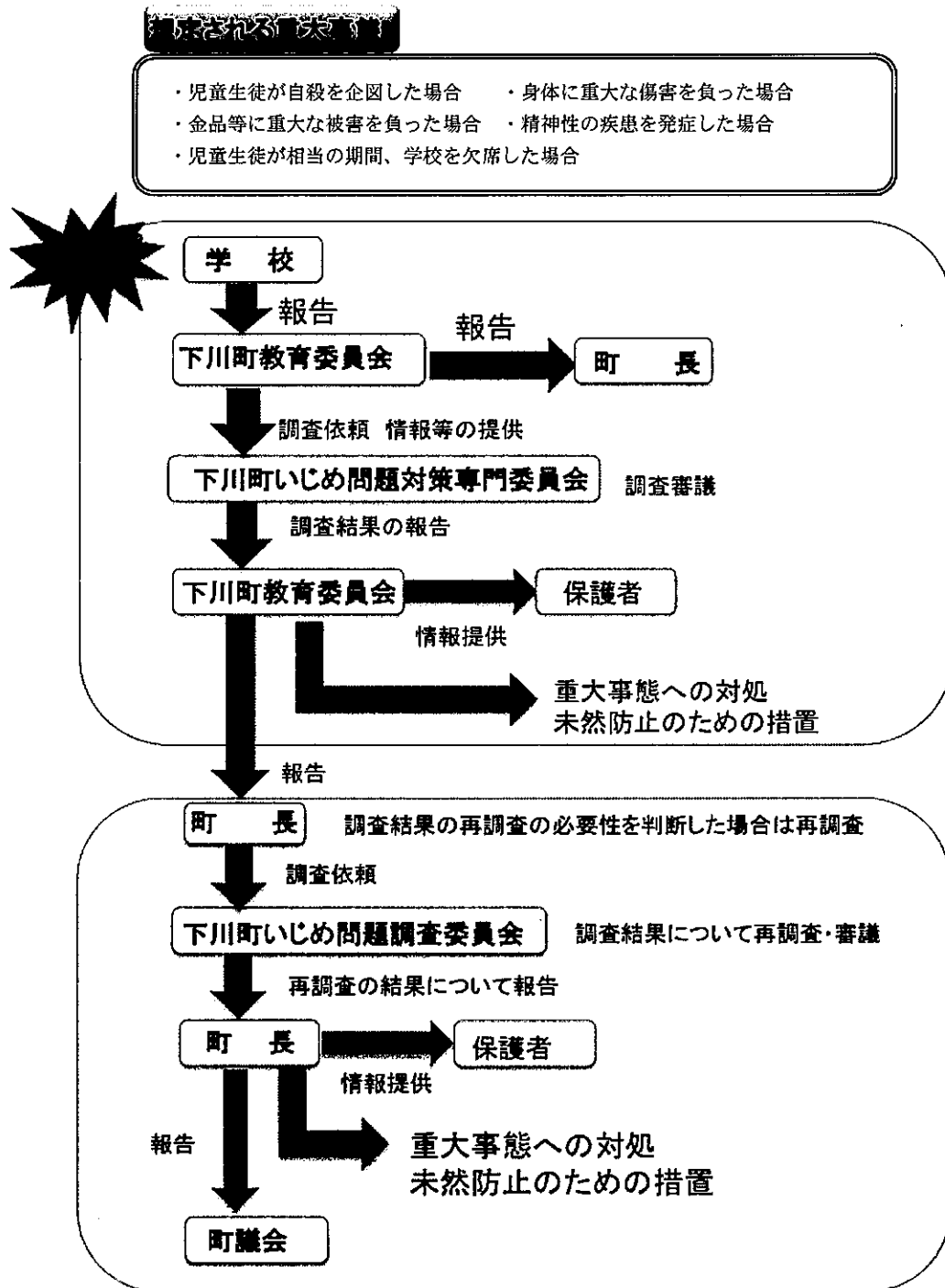
重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努めます。

(1) 想定される重大事態

- 児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 児童生徒が相当の期間、学校を欠席した場合

(2) 重大事態が発生した場合の対処

重大事態が発生した場合の対応



※ 詳細については、別紙「いじめ問題に係る対応の流れ」を参照

①教育委員会の調査は、事実関係を明確にするために行う。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となっただけが、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にすることです。

②情報提供については、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で説明します。

③この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校や教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態と同種の事態の発生防止を図るものであります。

④学校や教育委員会は、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組めます。

⑤詳細については、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参照します。

(3) その他

①「相当の期間、学校を欠席」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

②学校は、いじめられて重大事態に至ったという児童生徒や保護者からの申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして速やかに事実関係を調査し、教育委員会に報告するとともに、教育委員会においても事実関係を明らかにし、町長に報告します。

また、児童生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応します。

③被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めます。

④附属機関の構成については、当該事案の関係者と利害関係のない者によります。

④町長及び教育委員会は、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

第3章 その他いじめの防止等のための対策と町及び教育委員会の 附属機関

1 下川町いじめ防止基本方針の見直し

町において、条例第10条第4項及び町の基本方針の「第2章1」の規定により、いじめの防止等に関する町の施策や学校の取組、重大事態への対処等、町の基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検を行い、国及び道の基本方針の見直しがあった場合も含め、必要に応じて見直しなどを行います。

2 教育委員会の附属機関の設置

(1) 下川町いじめ問題対策専門委員会【条例第25条・条例第28条・条例第29条・条例第30条・条例第31条】

教育委員会は、重大事態が発生し、若しくは疑いある申立てがあったときは、「下川町いじめ問題対策専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置し、調査を行います。

調査結果については町長に報告するとともに、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に事実関係及び必要な情報提供をします。

また、教育委員会は、当該重大事態の対処また未然防止の必要な措置を講じます。

①「専門委員会」は、次の者により組織します。

- ・弁護士
- ・教育に関し学識経験を有する者
- ・精神保健又は児童等の心身の育成及び発達に関し学識経験を有する医師
- ・精神保健福祉士又は心理学に関する専門的知識及び技術により、心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う能力を有すると認められる者

②「専門委員会」には、委員に重大事態に係る関係者と利害関係を有する委員の方の出席はできません。また、会議については、非公開とします。

3 町長の附属機関の設置

(1) 下川町いじめ問題対策連絡協議会【法第14条・条例第27条】

町は、学校と地域の関係機関等とのいじめの問題の対応に係る連携を確保するため、「下川町いじめ問題対策連絡協議会」（以下「協議会」という。）を設置します。

①「協議会」の次のいじめの防止等に関係する機関及び団体の関係者により組織します。

- ・教育長

- ・ 町立学校の校長
- ・ 名寄警察署下川警察官駐在所長
- ・ 町立学校の PTA 会長
- ・ 下川町交通安全防犯協会長
- ・ 名寄警察署少年補導員連絡会下川支部長
- ・ 保健福祉課長
- ・ 税務住民課長
- ・ 下川町民生委員児童委員協議会会長

②所掌事務

- ・ いじめの防止等に関する関係する機関及び団体の連携等に関する事項
- ・ いじめの問題に係る生徒指導上の課題及び児童生徒の健全育成に関する事項
- ・ 下川町いじめ防止基本方針の策定及び変更に関する事項
- ・ その他、町長が必要とする事項

(2) 下川町いじめ問題調査委員会【条例第26条・条例第33条・条例第34条・条例第35条・条例第36条・条例第37条】

町長は、教育委員会の附属機関の「専門委員会」の調査結果について、再調査の必要性があると認めたときは、「下川町いじめ問題調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置し、再調査を行います。

その再調査結果については、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に事実関係及び必要な情報提供するとともに、町議会に報告します。

また、町長及び教育委員会は、当該重大事態の対処また未然防止の必要な措置を講じます。

①「調査委員会」は、次の者により組織します。

- ・ 弁護士
- ・ 学識経験のある者及びいじめの防止に関する知見を有する者（3人）

但し、「専門委員会」の委員と重複しないものとします。

②「調査委員会」には、委員に重大事態に係る関係者と利害関係を有する委員の方の出席はできません。

また、会議については、非公開とします。

いじめ問題に係る対応の流れ

1 いじめ問題の発生による学校の対応

- 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条）

児童生徒又は保護者からのいじめの相談・申立て

学校内でのいじめの様子を確認

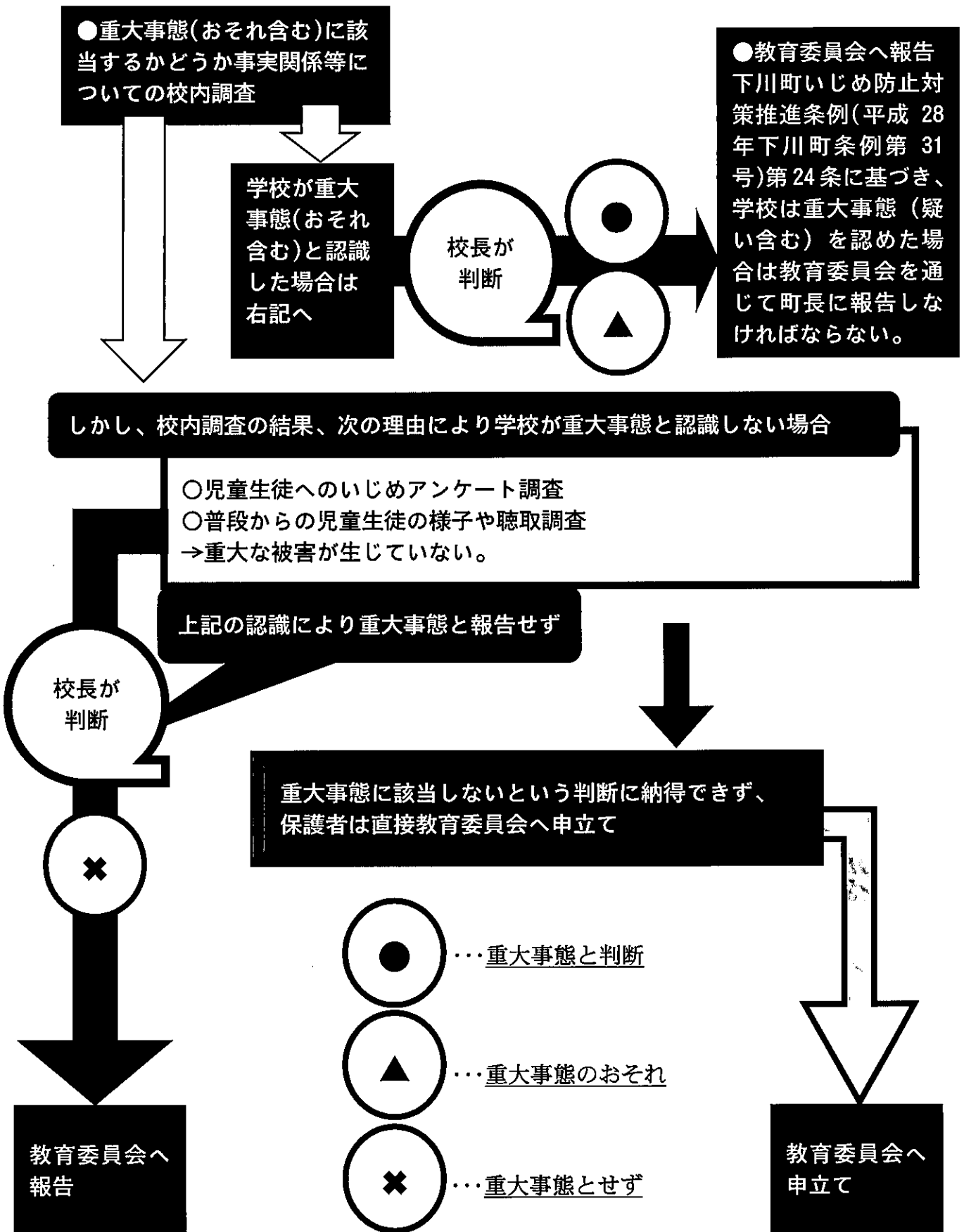
学校は、いじめの相談・申立て又は学校自らその様子を確認した場合は、学校内でのいじめ対策チームを稼働させ、いじめ事案の内容を把握し、対処する措置を行い、併せて再発防止を行う。

さらに

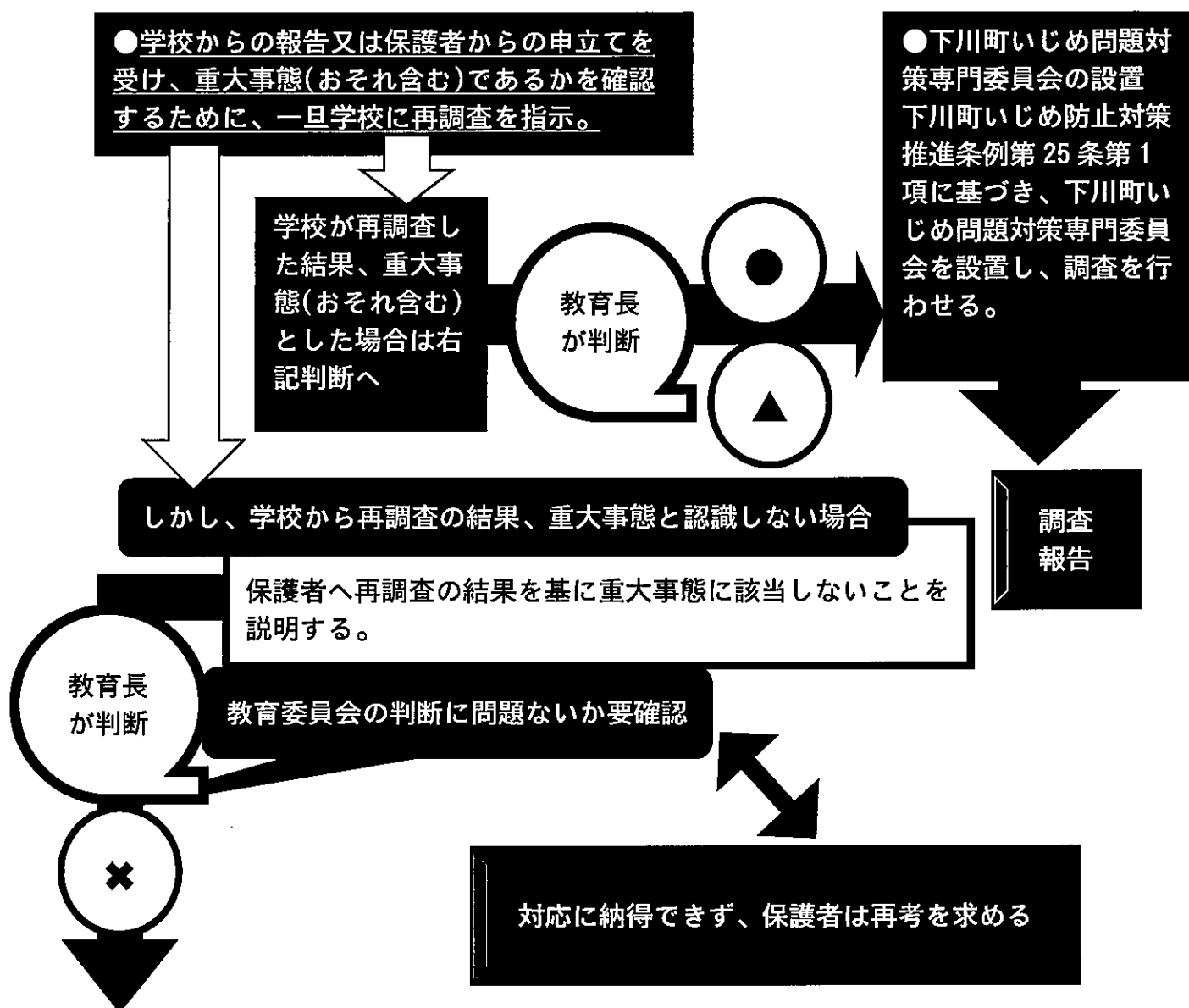
「いじめが」重大事態であった場合は

- 重大事態とは次のことをいう。
 - ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 学校は、重大事態と認知した場合、事態に対処（防止含む）するため、速やかに教育委員会に報告し、教育委員会の判断で学校の下又は教育委員会内に組織を設け、適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、調査の進捗状況に応じ、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

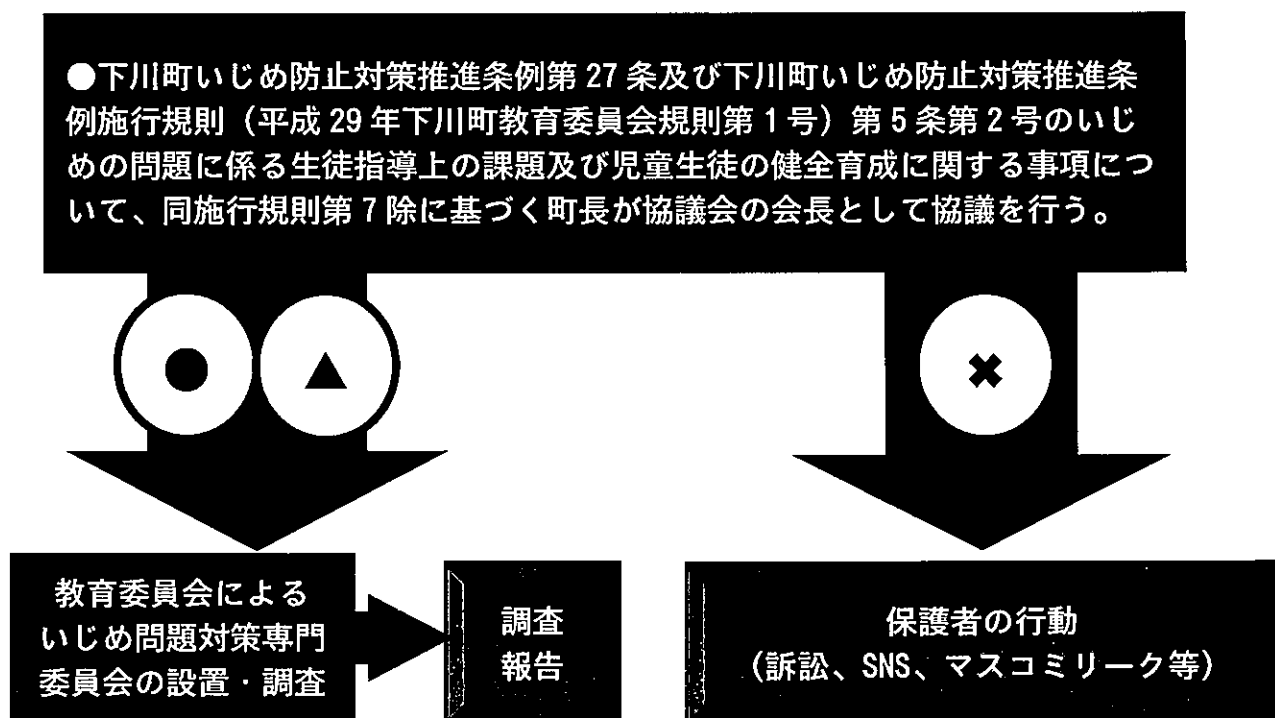
2 いじめ問題（重大事態）に係る学校の認識



3 いじめ問題(重大事態)に係る教育委員会の認識



4 下川町いじめ問題対策連絡協議会による協議



5 下川町いじめ問題調査委員会による調査

●町長は、下川町いじめ問題専門委員会の調査結果について、再調査が必要であると認めるときは、下川町いじめ防止対策推進条例第 26 条に基づき、総務企画課が下川町いじめ問題調査委員会を設置し、再調査を行わせることができる。



調査
報告